第二十三条	
第十九条	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百七十七条第一項
審査庁	申告先である行政庁
第二十七条第一項	
裁決	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百七十七条第三項において準用する同法第百六十四条第一項又は第二項の規定による通知
第三十九条	
審理員	申告先である行政庁
第五十条第一項	
裁決は	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百七十七条第三項において準用する同法第百六十四条第一項又は第二項の規定による通知は
審査庁	申告先である行政庁
裁決書	通知書
第五十条第一項第四号	
理由（第一号の主文が審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。）	理由
第五十条第三項	
審査庁は、再審査請求	申告先である行政庁は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百七十八条第一項の規定による申告
裁決を	同法第二百七十七条第三項において準用する同法第百六十四条第一項又は第二項の規定による通知を
裁決書に再審査請求	通知書に当該申告
再審査請求をすべき行政庁及び再審査請求期間（第六十二条に規定する期間をいう。）	当該申告をすべき行政庁並びに同法第二百七十八条第二項及び同条第三項において準用する同法第百五十八条第二項に規定する期間

第二十二条第二項の表を次のように改める。

読み替える行政不服審査法の規定	読み替えられる字句
第十八条第三項	次条に規定する審査請求書
	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第二百七十八条第一項の書面

	前二項に規定する期間（以下「審査請求期間」という。）
第二十三条	
第十九条	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百七十八条第一項
審査庁	申告先である行政庁
第二十七条第一項	
裁決	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百七十八条第三項において準用する同法第百六十四条第一項又は第二項の規定による通知
第三十九条	
審理員	申告先である行政庁
第五十条第一項	
裁決は	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百七十八条第三項において準用する同法第百六十四条第一項又は第二項の規定による通知は
審査庁	申告先である行政庁
裁決書	通知書
第五十条第一項第四号	
理由（第一号の主文が審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。）	理由

（更生保護法施行令の一部改正）

第三十条　更生保護法施行令（平成二十年政令第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の一条を加える。

（審査請求書の送付）

第六条の二　法第九十三条第二項（売春防止法第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による審査請求書の送付は、審査会に対しては審査請求書の正本によって、地方委員会に対しては審査請求書の副本によってする。

第五章　外務省関係

（外務公務員法施行令の一部改正）

第三十一条　外務公務員法施行令（昭和二十七年政令第四百七十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第三章の章名を次のように改める。

第三章　懲戒処分についての審査請求に関する審査の手続

第九条の見出しを「（審査請求書）」に改め、同条第一項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同条第二項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項第三号中「行なつた」を「行つた」に改め、同項第五号及び第七号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。